

第2次うきは市教育大綱



令和3年2月

第1 大綱の策定について

1 大綱の趣旨

平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、総合教育会議の設置が義務づけられました。また、教育基本法第17条第1項に規定された基本的な方針を踏まえつつ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の基本方針となる大綱を市長が定めることとされました。

うきは市では、第1次教育大綱において「生きる力を育てる教育」や「生涯にわたる学びの推進」を掲げ、これまで取り組んでまいりました。現在は、Society5.0（超スマート社会）と呼ばれる新しい時代が到来し、SDGsの目標であるすべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、学習の機会を促進していくことが求められています。

第2次うきは市教育大綱では、令和3年度以降に取り組む教育の方向性を示すことで、国の定める「教育立国」の実現を目指し、うきは市総合計画やルネッサンス戦略等とともに、総合的に本市が目指すべき基本的な教育、学術、文化の振興に係る施策を推進します。

2 大綱の位置づけ

うきは市教育大綱は、本市のまちづくりの最上位計画である第2次うきは市総合計画等と教育の目標を合わせてビジョンを表すことにより、教育部門の中心的な計画である「うきは市教育振興基本計画」と連動して教育施策を具現化するための指針となるものです。これにより、市長部局と教育委員会が一体となって連携を深め、施策の展開を図ります。

3 大綱の実施期間

実施期間 令和3年度～令和6年度までの4年間

第2 基本方針

基本方針1

個別最適化された教育と協働的な教育による主体的・対話的で深い学びの実現

情報化社会がより進み、これまでの人類史に類を見ない早さで社会経済が変化を遂げています。新たに社会構造と産業構造が変革した時代では、自ら考え、問題を発見し解決する力が求められています。多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく公正に個別最適化された学びの中で互いに学び合う、新たな時代を牽引する人材を育てます。

基本方針2

時間や場所を超越した教育環境のもとで誰もが学習の幅を広げ、生涯にわたって学び続ける人づくり

人生100年時代と言われる超高齢社会にあって、人々の寿命が今後も伸びることが予測されています。持続可能な社会の実現に向けて、一人ひとりが健康で元気に活躍できることが重要です。人生をより充実したものとするため、時間や場所にとらわれず生涯学び続け、その知識や技能を地域で活かす人づくりを進めます。

第3 基本施策

1. 学力や個性・能力を伸ばし、時代や社会を生き抜く子どもたちを育てます。

- (1) 児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教育を展開します。
- (2) タブレット端末や情報通信ネットワーク等の環境を整え、プログラミング教育など論理的思考力を身に付けるための学習活動の充実を図ります。
- (3) ICTを活用して学習を効率化し、教職員の指導力向上や働き方改革を進めます。
- (4) 国際交流を通じて外国語学習への意欲を高めたり、将来への展望を持つ機会を創出します。

2. 誰一人取り残さない教育を推進します。

- (1) すべての子どもたちに質の高い教育の機会を提供し、学べる環境を整えます。
- (2) 専門家や関係機関と連携を図り、自尊感情の醸成に取り組みます。
- (3) 幼稚園・保育所から中学校まで連携を進め、知・徳・体に一貫性のある教育を展開します。
- (4) 想定を超える自然災害などに対し、対応力を高める防災教育を行います。

3. 好奇心とチャレンジ精神旺盛な学び続ける人づくりに取り組みます。

- (1) 発表や体験ができる社会教育活動を充実させ、たくましく生きる力を育みます。
- (2) 新しい生活様式の中で魅力あるうきは市民大学講座を開催し、市民の生きがいづくりを支援します。
- (3) スポーツや文化活動を通じて、健康で生涯にわたり元気に活躍できる環境を整えます。
- (4) 図書館の知的財産を活用しながら、市民の読書意欲を喚起します。
- (5) 生涯にわたる就労のために、社会人の学び直しと能力開発を支援します。

4. 地域と連携し、地域の良さを生かした特色ある教育に取り組みます。

- (1) 幼年期から感性を養う音感教育や自然環境を生かした体験活動を通じ、豊かな心の育成に取り組みます。
- (2) 地域人材を活用した寺子屋など、地域で学び合う学習環境を整備し、学ぶ意欲を支援する特色ある教育活動を展開します。
- (3) 家庭と連携して食の大切さを啓発し、食育を進めます。
- (4) 文化財を保存・活用し、先人達の偉業に学び、郷土愛を育みます。